

# 農政情報

- |                  |   |
|------------------|---|
| 主<br>な<br>記<br>事 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 県農業会議令和6年度事業計画・予算が決定</li> <li>2. 食料・農業・農村基本法改正案等が国会へ</li> <li>3. 地域計画策定・話し合いに向けて大会開く</li> <li>4. 第33回農業経営者研究交流集会開く</li> </ol> |
|------------------|---|

## 農地等利用の最適化推進の活動強化と実績の積み重ねを 県農業会議令和6年度事業計画・収支予算を承認・決定

(一社)県農業会議は2月28日、第23回理事会を開催し、令和6年度事業計画・収支予算などについて審議し、承認・決定した。

令和6年度事業計画では、農業委員会組織を取り巻く諸情勢や組織課題を踏まえ、本県の農業委員会業務に係る当面の重点対応を明確化して取り組むとした。なかでも農地等利用の最適化推進の活動強化と実績の積み重ねを最優先課題に、農業委員会組織の法令等に根拠を持つ活動に傾注して、組織評価の広範な向上を第一義に置くとし、具体的な対策強化として、①本県独自の組織運動や業務全般での効果を意識した実践、②そのための市町農業委員会へのキメ細かな支援・協力、③関係機関・団体との連携強化の深掘りを念頭に、一層地に足の付いた業務展開に取り組むことを上げている。

なお、令和6年度事業計画（抜粋）と、農業委員会業務における当面の重点対応については次のとおり。

### 令和6年度事業計画（抜粋）

#### 1. 事業方針

食料・農業・農村を巡る情勢は大きく変容し、食料の安全保障の強化・確立が国民的課題として重くのしかかっている。

農業・農村は、農業従事者の減少・高齢化の進行、農地面積が減少の一方で遊休農地の増加、地方人口の減少、農村地域の過疎化の進行などが止まらず更に深刻化。なかでも本県では、販売農家数が5年前に比べて21.5%減少、基幹的農業従事者の平均年齢71.3歳（全国68.4歳）のほか、担い手への農地利用集積率31.9%（全国59.5%）の中で荒廃農地率20.1%（全国6.1%）など、全国に増して深刻な事態。主食用米の作付面積が毎年400ha程度（昨年は700ha）減少動向から農地利用の継続、その利用に不可欠な農道・水路・ため池等の維持への将来見通しに危機迫るものがある。

国は、今通常国会での「食料・農業・農村基本法」の改正とともに関連法制の改正や新法の制定によって新たな農政を展開する。既に食料生産の

基盤を成す農地の利用について、粗放的利用や地域計画を通じての利用継続への対策を始めている。

県は令和3年10月に策定の「香川県農業・農村基本計画」により儲かる農業の推進等の基本方針の下で各種施策を展開している。核となる担い手への支援とともに、兼業農家や定年帰農者への支援施策を全国初で打ち出し農地の利用と農畜産物生産の持続に大きな期待を寄せるが、今後は支援の規模と継続性が鍵を握る。

国における農地の総量確保と適正利用への政策強化の下で農業委員会組織には農地等利用の最適化推進の活動強化と実績の向上、その見える化を求めている。その中で、①下限面積要件の撤廃による厳正な審議、②地域計画での目標地区の素案の提供等のほか、③令和7年4月からの農地中間管理機構を介する貸借への全面移行や今後の農地法制の改正に伴う対応等での業務・事務の拡大方向の一方で、農業委員会や支援する農業会議の体制強化が課題にある。

こうした中で、本県の市町農業委員会と県農業会議は、令和4年6月に「第2次・かがわの農地利用最適化推進一斉強化運動」を策定し、農地等利用の最適化推進活動を具体化して取り組み、昨年度からは目標地図の素案の提供に傾注してきたところである。この組織運動が最終年度を迎えることから、現運動の着実な実践と次期運動内容の検討を始める時期に当たる。また、本年7月と来年4月に任期満了を迎える6市町農業委員会の改選とその後の支援・協力が重要である。

以上のような諸情勢や動向と組織課題を踏まえ、本県の農業委員会業務に係る当面の重点対応を明確化して取り組む。なかでも農地等利用の最適化推進の活動強化と実績の積み重ねを最優先課題に、農業委員会組織の法令また関係通知に根拠を持つ活動に傾注し、組織評価の広範な向上を第一義に置く。

具体的な対策強化として、①本県独自の組織運動や業務全般での効果を意識した実践、②そのための市町農業委員会へのキメ細かな支援・協力、③関係機関・団体との連携強化の深掘りを念頭に、一層地に足の付いた業務展開に取り組むこととする。

また、その他の各種業務については、取組内容の充実を最優先課題に推進する。

## 2. 業務規程に基づく基本的推進方針

本会議の「農業委員会ネットワーク業務に関する規程」に基づき基本的推進方針を定め、各種事業を活用しつつ活動の趣旨を明確にして展開する。

## 3. 本会議の運営・業務に係る協議

農業委員会ネットワーク業務を担う本会議の運営と業務につき協議・決定するとともに、法令に基づく厳正かつ円滑な処理に資するため、以下の会議を開催する。

- ① 総会（6月）※任期満了に伴う役員改選
- ② 理事会（5・2月）
- ③ 常設審議委員会（原則、毎月28日）
- ④ その他の会議（農業団体会議等）

## 4. 農政・組織活動の実施

県農業会議業務の推進効果を念頭に置いた展開のほか、市町農業委員会業務への支援・協力の観点から、以下の農政・組織活動を行う。

### ① 創立70周年記念事業の実施

県農業会議が昭和29年8月に創立して70周

年を迎えることから、これを記念するとともに本会議の歴史と役割を再確認し今後の業務推進・組織運営の強化への志を新たに取るため、創立70周年記念事業（記念誌の発行や表彰事業等）を実施。

### ② 政策提案活動等の実施

- ・ 農業委員会組織の法令業務「農地等利用最適化推進の改善意見」の提出の趣旨と重要性につき市町農業委員会と認識を深めつつ農業・農村の諸情勢や農政の転換点を踏まえ、市町農業委員会からの改善意見のほか、農業担い手、農業団体の意見や要望を参考に取りまとめ、農業委員会法第53条に基づき県に対して「農地等利用最適化推進施策の改善意見」を提出。
- ・ 全国農業委員会会長大会、全国農業委員会会長代表者集会に参加し、県選出国會議員に要請・意見交換。
- ・ 農業関連法令や制度の改正による業務・事務での課題発生には、必要に応じて適宜要請等。
- ・ 事務局職員の人員拡大に向けて市町農業委員会の意向を踏まえつつ対応。

### ③ 各種事業の効果的な展開

令和5年度事業の実施結果を踏まえて課題等を整理の上、6月を目途に本年度の各種事業における重点取り組み方策を具体的に示し推進。

### ④ 本県組織運動の着実な推進と次期組織運動への検討

- ・ 令和4年6月策定の現組織運動が最終年度に当たることから、この運動の着実な実践に努めるとともに、次期組織運動内容の検討開始。
- ・ 次期組織運動内容の検討に当たっては、組織運動の重要性と実効性を鑑み、市町農業委員会事務局の意見反映に向けて県農業委員会職員研究協議会に意見を求め原案づくり。

### ⑤ 市町農業委員等への日常研修の促進

全市町農業委員会と調整し、定例農業委員会総会前後における研修を計画的に実施。

### ⑥ 市町農業委員会事務局への支援・協力の強化

市町農業委員会を年2回定期的に巡回し、事務局の意見や要望等を詳細に把握し、支援・協力の充実・強化に結びつけ。

⑦ 市町農業委員・推進委員の改選また改選後への支援

本年7月の2町農業委員会、来年4月の3市1町農業委員会の改選が円滑に行われるよう支援・協力。

⑧ 農地等利用の最適化推進等の情報発信力の強化

- ・ 昨年度に一新した県農業会議ホームページにより、農地等利用の最適化推進状況をはじめ、県農業会議の体制や業務推進の見える化を継続。
- ・ 市町農業委員会の特徴的活動を農業委員・農地利用最適化推進委員に広く伝達できるよう、農政情報を通じて発信。

⑨ 農地法等の遵守の推進

農地法第3条、第4・5条関係の法令遵守に向けた啓発活動の効率的な取り組み。

⑩ 各地区農業委員会連合会等への支援・協力

- ・ 各地区農業委員会連合会の活動につき協力・支援。
- ・ 県農業委員会職員研究協議会事務局として事務局職員の相互交流・情報交換を促進するほか、本県組織運動の着実な実践を始め農業委員会業務の推進強化方策等への検討等を最重点に組織活動を支援。

⑪ 「かがわ農業委員会女性の会」への活動支援

- ・ 「かがわ農業委員会女性の会」事務局として相互交流・研さん、研修等支援。
- ・ 県農業会議における女性の登用促進を始め各種活動への取組強化につき令和7年度からの実践を目指して検討。

⑫ 農業の担い手組織等への活動支援

- ・ 「香川県農業経営者協議会」、「かがわ農業経営者組織ネットワーク」、「香川県集落営農法人等協議会」の事務局として組織活動を支援。
- ・ 「香川県農業機械銀行協議会」活動をJA香川中央会との共同事務局体制のもと支援。

⑬ 関係機関・団体との役割分担・連携強化への取り組み

「土地と人」対策につき関係機関・団体との調整により役割を整理し取り組む。「土地と人」対策の充実の観点から、県農地機構との連携のあり方につき研究開始。

5. 事業の実施

本会議の本年度基本的推進方針を踏まえつつ、「機構集積支援事業」や「担い手育成活動支援事業」等11の国・県の補助事業等を適正かつ計画的に取り組み、業務を効果的に推進する。

<<<<< 農業委員会業務に係る当面の重点対応 >>>>>

1. 農業委員会組織業務の拡大に係る事務局職員の人員確保
2. 「農業委員会による最適化活動の推進等について」通知に基づく農地利用最適化に係る活動の強化（特に活動記録の拡大）
3. 地域計画に係る目標地区の素案提出後の市町における地域計画の策定に向けた各地域話し合いへの積極的協力
4. 令和7年4月からの農地中間管理機構を介しての貸借の全面移行に伴う事務処理の明確化
5. 「農業委員会サポートシステム」データの適宜更新
6. 農地利用最適化推進委員等によるタブレット端末の活用定着
7. 農地法第3条第2項第5号（下限面積要件）の撤廃に伴う一層厳正な審査
8. 所有者不明土地の解消等への民事基本法制の見直しに伴う的確な相談対応（不動産登記法、民法、相続土地国庫帰属法）
9. 農業者年金の加入推進目標達成への活動強化
10. 情報提供推進の強化（特に農業委員・農地利用最適化推進委員の「全国農業新聞」皆購読の達成）

## 食料安全保障の強化へ向けて 食料・農業・農村基本法改正案等閣議決定、今通常国会へ提出

政府は2月27日、「食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律案」等3法案を閣議決定し、今通常国会へ提出した。その法律案概要は次のとおり。

### 1. 食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律案

近年における世界の食料需給の変動、地球温暖化の進行、我が国における人口の減少その他の食料、農業、農村をめぐる諸情勢の変化に対応し、食料安全保障の確保、環境と調和のとれた食料システムの確立、農業の持続的な発展のための生産性の向上、農村における地域社会の維持等を図るため、基本理念を見直すとともに、関連する基本的施策を定める必要があることから法案を提出した。

- ・ 基本理念について、「食料安全保障の確保」を規定。その定義を「良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれを入手できる状態」とする。
- ・ 農業の生産性の向上、農産物の付加価値の向上、農業生産活動における環境への負荷の低減が図られることにより農業の持続的な発展が図られなければならない旨を追記。
- ・ 農村の人口減少その他農村をめぐる情勢変化が生ずる状況においても、地域社会が維持されるよう農村の振興が図られなければならない旨を追記。

### 2. 食料供給困難事態対策法案

世界人口の増加に伴う食料需要が増大する中で、気候変動に伴う主要産地の生産の不安定化、物流の途絶等様々な要因による国内における食料の供給量が大幅に不足するリスクが増大しており、食料については、異常気象等の兆候を捉えることで供給不足を事前に予想することが可能であり、当該兆候を捕捉した早期の段階から、事態の深刻度に応じた食料供給確保の措置を講ずる必要があることから法案を提出した。

- ・ 異常気象等の兆候を把握した時（食料供給困難兆候）に、内閣総理大臣を本部長、全ての国務大臣を本部員とする「食料供給困難事態対策本部」の設置

- ・ 本部設置後、主務大臣による輸入業者、生産業者、販売業者等に対する出荷・販売の調整・輸入拡大・生産拡大の要請
- ・ 特定食料(※)の供給が大幅に不足し、又は不足するおそれが高いため、国民生活の安定又は国民経済の円滑な運営に支障が生じた段階（食料供給困難事態）で、本部が公示をした上で、出荷・販売の調整・輸入拡大・生産拡大に係る計画の届出指示

※ 特定食料とは、米穀、小麦、大豆等、国民が日常的に消費しているものその他の国民の食生活上重要なもの等

### 3. 食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律案

国際情勢の変化等による世界の食料需給の不安定化や、国内の農地面積及び農業者の減少が進む中、将来にわたる国民への食料の安定供給の確保に向け、農地関連制度において、①国内の農業生産の基盤である農地の確保、②農地を適正かつ効率的に利用する者による農地の利用の促進を図る必要があることから法案を提出した。

- ・ 農振法の目的規定に、食料の安定供給の確保及びそのために必要な農用地等を確保する旨を明記。
- ・ 農用地区域からの集団的農用地の除外について、都道府県の同意基準に都道府県の面積目標の達成に支障を及ぼす影響がある場合、同意できないことを明記。（国の面積目標に基づいて都道府県が面積目標を設定）
- ・ 不適切な転用を防止するため、農地転用許可を受ける者が定期報告を行う仕組みを構築。
- ・ 農地の権利取得許可要件の例示として、農作業に従事する者の配置の状況、農業関係法令の遵守状況の追加。
- ・ 農地所有適格法人が出資により食品事業者等との連携措置を通じて農業経営を発展させる計画について、農林水産大臣の認定を受けた場合に議決権要件の特例を措置

## 地域計画の策定とその話し合いを関係機関が一体となって進めよう 県及び県農業会議が「香川県農地最適利用推進大会」開く

地域計画の策定とその話し合いを関係機関が一体となって進めようと、県と県農業会議は1月25日、丸亀市綾歌総合文化会館アイレックスにおいて、「令和5年度香川県農地最適利用推進大会」を開いた。

県内の農業委員・農地利用最適化推進委員のほか、農業関係者ら約400名が参加した。

大会では、「地域計画の策定に向けた話し合いの進め方」と題し、徳島大学人と地域共創センターの澤田客員教授が講演したほか、まんのう町農業委員会の岩倉会長職務代理、同町農林課の藤原課長が「まんのう町における農業委員会と一体となった地域計画の策定に向けた取組みについて」として事例発表などを行った。

澤田教授は、各地での話し合い事例とともに、①行政等関係者による話し合いの組み立て、②農地所有者、担い手等が参加する地域での話し合いにわけ、KJ法ワークショップ方式や地図の上に意見カードを貼り付ける旗立て地図ワークショップなどの手法を上げて説明した。また、紛糾する場の運営には、①様々な意見があるのは当たり前と気楽にしてよく聞く、②本当に聞きたいことがなんだろうと(瞬時に)考える、③肯定的・未来的・中立的な口調で言い換える、④それでよいか確認するといった技術を紹介した。

事例発表で岩倉会長職務代理は、町内全ての7地区で実施した農業者座談会や農業委員会サポートシステムから出力した目標地図の



素案等に触れ「地域計画の策定をはじめ、地域農業を守るためには農業委員会が積極的に関わるのが重要」と力強く説明した。また、①水路などの施設管理や除草作業の担い手不足、営農存続の危機など地域によって農業課題が違うこと、②今後、農家だけでは景観保持や環境保全が無理かもしれず、座談会で自治会、水利組合、土地改良区などと情報共有すること、③営農継続には起爆剤が必要であり、耕畜連携によるWC S用稲の栽培に農業委員会が積極的に関わること、④農業委員会活動の見える化にチャレンジするため、毎月5の倍数日に定期活動として担当区域を巡視することなどの地域計画に向けた農業委員会活動を紹介した。

このほか大会では、県農政水産部農業経営課の岡崎課長が「県内の地域計画策定に向けた取組状況」について、県農業会議の近藤事務局長が「地域計画策定に向けた市町農業委員会の役割」について情報提供、全国農業会議所の平松調査役が「農業委員会サポートシステムの活用方法」について説明した。

## 農業経営の持続的な発展に向けて研修・交流 第33回農業経営者研究交流集会以認定農業者等約80名が集う



県農業会議は、香川県農業経営者協議会とかがわ農業経営者組織ネットワークとの共催で2月13日、「第33回香川県農業経営者研究交流集会」を高松市内のホテルで開き、県内認定農業者等担い手や関係機関・団体等役職員約80名が出席した。

この交流集会は、経営者能力の向上や、経営者運動の一層の推進に資することを目的に毎年、開いているもので、今回は、「農業経営の持続的な発展に向けて」をテーマに3名の講師から講演後、意見交換・交流した。

県農政水産部農業経営課の岡崎課長から「将来の地域の農地利用・農業を考えよう!!」と題して情報提供し、現在、地域の人と農地の課題解決に向けて地域計画の策定などが進められており、そのための話し合いへの参加などを呼びかけるとともに、それら推進等のための令和6年度の新たな県事業〔①農地最適利用「モデル地区」を対象に、農地の粗放的管理を行うための農業機械・施設の導入や景観・緑肥作物等の種苗代、防草シートなどの経費を支援する「農地最適利用実現モデル事業」（モデル地区あたり上限200万円）、②畦畔作業や水中ポンプ等による水張りに係る掛かり増し経費相当額の一部を支援する「水田機能維持・活用促進事業」（15,000円/10a以内）〕などについて説明があった

公益財団法人流通経済研究所の折笠主席研

究員からは「不確実な時代の儲かる農業経営に向けて～適正な価格形成とマーケティング～」と題して基調講演があった。

価格転嫁の問題に焦点をあてた内容で、再生産可能な適正な価格形成に向けて国でも議論が進められているが、折笠主席研究員はこうした問題に造詣が深く、当日は消費の変化や農政動向なども踏まえた情勢分析、儲かる農業経営に向けた対策（タイムパフォーマンスなど付加価値向上策を実施して商品を変える、輸出によってターゲットを変えることが効果的などコスト削減や価格向上に向けた対策等）について具体的に熱く語った。出席者の関心も高く、「講演内容は目からウロコ。やる気が出た」、「価格向上のテクニックは大変参考になった」、「利益の出し方について様々な視点で分析されており興味深かった」などといった声が上がっていた。

このほか集会では、全国農業会議所の黒谷事務局長代理が情勢報告し、「食料・農業・農村基本法」見直し内容のほか、技能実習制度及び特定技能制度のあり方に関する有識者メンバーであったことを踏まえての報告(※)があった。

※ 現行の技能実習制度を実態に即して発展的に解消し、人材不足分野における人材確保及び人材育成を目的とする「育成就労制度」を創設し、3年間の就労を通じた育成期間において特定技能1号の技能水準の人材を育成。

「育成就労制度」では日本語能力を一層重視し、就労開始前に日本語能力A1相当以上の試験合格が相当する日本語講習の受講、特定技能1号移行時には日本語能力A2相当以上の試験合格が必要。関心の高い本人意向の“転籍”の要件として、①同一の受入機関での就労期間が1年超、②技能検定試験基礎級等と日本語能力A1相当以上の試験合格、③転籍先が適切と認められる一定の要件を満たすこと。

## 約400名が令和5年分決算・確定申告を終了 県下18か所で農業青色申告決算・確定申告相談会開く



県農業会議と県農業再生協議会は、2月9日から3月5日までの間、県下18会場で、令和5年分農業青色申告決算・確定申告相談会を開いた。

これは、関係機関が役割分担・連携して定例等で行っている経営管理講習会等で、複式簿記の知識を身につけ決算まで終了した農業

者を対象に、記帳結果を青色申告に活用しようとしているもの。相談は、県農業会議が委嘱している税理士があたり、約400名が青色申告決算書と所得税及び消費税確定申告書等を作成した。特に本年分は令和5年10月1日からスタートした消費税インボイス制度登録に伴う消費税申告に留意しての相談となった。

今後、県農業会議では、農業改良普及センター、市町、市町農業委員会等関係機関と引き続き連携し、これら決算結果をもとにした経営改善等に向けた支援などを行っていく。また、新規就農者など新たに簿記を始める方向けに決算書の活用や青色申告制度の研修を充実させていく予定。

## 全国で農業委員・農地利用最適化推進委員の皆購読を推進

全国農業新聞は、農業委員会法第6条第3項業務の情報提供活動の一環として推進しています。

農業委員・農地利用最適化推進委員におかれましては、「農業委員会活動の参考書」としてご購入・ご活用いただくとともに、地域の農業者、関係者へのご紹介をいただけますようお願い申し上げます。

【週刊】月4回金曜日発行 [月700円、年8,400円(消費税込)]

※ 全国農業新聞は、農業者の代表機関である農業委員会ネットワークが発行している農業専門紙



### ==== 全国農業図書 新刊紹介 ====

「農家の経営継承と納税猶予制度のあらまし  
～相続税・贈与税～」改訂第4版

A4判 40頁 440円(税込)

納税猶予制度の基本的な仕組みを理解し、有効に活用できるよう解説。農業経営基盤強化促進法等の改正に伴う特定貸付けの見直し等を踏まえた内容となっている。

### ==== 全国農業図書 新刊紹介 ====

「はじめてのパソコン農業簿記」改訂第9版

A4判 176頁+別冊45頁

CD-ROM付 3,300円(税込)

複式簿記の基本からパソコンの操作方法まで初心者に向けてやさしく解説。演習用例題の別冊、体験版CD-ROM付きで、具体的に、実践的に複式簿記を身につけることができる。

## ＝ 常設審議委員会だより ＝

1月28日に開催した常設審議委員会での協議結果は次のとおり。

1月

- 市町農業委員会からの農地法第4条、第5条関係意見聴取事案について、第5条関係14件（88,642.16㎡）、第18条関係1件（174.00㎡）を審議の結果、許可相当と意見回答することを決定した。
- 県農政水産部農業経営課から「令和5年農地転用の結果と地域計画策定に向けた取組状況」について説明した。

2月28日に開催した常設審議委員会での協議結果等は次のとおり。

2月

- 市町農業委員会からの農地法第4条、第5条関係意見聴取事案について、第4条関係1件（824.00㎡）、第5条関係14件（92,308.81㎡）を審議の結果、許可相当と意見回答することを決定した。
- 事務局から「県農業会議令和6年度事業計画」について説明した。

## 農業会議日誌

1月15日～2月22日	経営管理講習会（県下延べ31会場）
1月25日	香川県農地最適利用推進大会（丸亀市）
1月27日	1月（第10回）常設審議委員会（高松市）
2月9日～3月5日	農業青色申告決算・確定申告相談会（県下18会場）
2月13日	第33回香川県農業経営者研究交流集会（高松市）
2月15日	雇用就農資金指導者要請研修会（高松市）
2月16日	かがわWeb就農相談会
2月28日	県農業会議 第23回理事会（高松市）
2月28日	2月（第11回）常設審議委員会（高松市）
2月28日	第25回全国農業担い手サミット（東京都内）
3月6日	令和5年度第19回女性の農業委員会活動推進シンポジウム（東京都内）

## 今後の主な日程

3月22日	市町農業委員会会長・事務局長会議
3月22日	かがわ農業委員会女性の会創立10周年記念集会
3月28日	3月（第12回）常設審議委員会
4月28日	4月（第1回）常設審議委員会
5月29日	令和6年度全国農業委員会会長大会

発行所：（一社）香川県農業会議  
 高松市仏生山町甲263番地1  
 電話：(087)813-7751  
 FAX：(087)813-7752  
 発行人：近藤 弥